第六十一条に次の二項を加える。

9　日英特恵輸入証明書は、当該日英特恵輸入証明書に係る貨物の輸入申告の日の属する年度の翌年度の六月三十日までに、税関長に提出しなければならない。この場合において、当該日英特恵輸入証明書は、第三十六条の三第七項（第五十条の二において準用する場合を含む。）及び第五十一条の十二第七項の場合を除き、当該輸入申告の際に提出されたものとみなす。

10　財務大臣は、日英特恵輸入証明書に係る物品について、当該物品に係る英国協定附属書二―A第三編第B節に規定する規定の実施に関して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第二条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二に次の一号を加える。

十九　包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「英国協定」という。）

第十条の四第一項に次の一号を加える。

四　英国協定

第十条の四第二項に次の一号を加える。

四　英国協定

第十条の四第三項に次の一号を加える。

六　英国協定

第十条の四第四項に次の一号を加える。

六　英国協定

第十四条第四項、第十六条第二項及び第十九条第四項中「環太平洋包括的及び先進的協定」の下に「又は英国協定」を加え、「当該」を「それぞれ当該」に改める。

第十九条の二ただし書中「及び四十五の項」を「、四十五の項及び五十二の項」に、「別表第一の三十六の項、四十三の項及び五十の項において」を「以下」に改める。

第十九条の三の表に次のように加える。

別表第一の五十一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「英国協定適用牛肉」という。）	別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「欧州連合協定適用牛肉」という。）の輸入数量の合計数量	別表第一の三十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の五十二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量の合計数量
別表第一の五十二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品	別表第一の三十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の五十二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量の合計数量	別表第一の三十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量の合計数量
別表第一の五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品	別表第一の三十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量の合計数量	別表第一の四十の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び英国協定適用ホエイ粉の輸入数量の合計数量
別表第一の五十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「英国協定適用ホエイ粉」という。）		

別表第一の五十五の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の七第五号において「英国協定適用ホエイ」という。）	別表第一の四十一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量の合計数量	
別表第一の五十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「英国協定適用オレンジ」という。）	別表第一の四十二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び英国協定適用オレンジの輸入数量の合計数量	
別表第一の五十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品	別表第一の四十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の五十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量の合計数量	

第十九条の四第三項中「別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「欧州連合協定適用牛肉」という。）又は同表」を「欧州連合協定適用牛肉、別表第一」に、「に係る法」を「又は英国協定適用牛肉に係る法」に、「第一項第一号中「合計輸入数量」とあるのは「別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この項及び次項第四号において「欧州連合協定適用牛肉」という。）の輸入数量」と、同項第二号及び第三号並びに」を「第一項及び」に、「欧州連合協定適用牛肉の」を「、欧州連合協定適用牛肉の」に、「それぞれ」を「、英国協定適用牛肉に係る同条第一項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項及び前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量及び英国協定適用牛肉の輸入数量の合計数量」とそれぞれ」に改める。

第十九条の六に次の一号を加える。

五　英国協定に定められた税率

第十九条の七に次の一号を加える。

五　英国協定　英国協定適用牛肉又は英国協定適用ホエイであつて、農林水産大臣が英国協定の規定に基づき英国協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

第十九条の八第一項中「又はアメリカ合衆国協定適用牛肉」を「、アメリカ合衆国協定適用牛肉又は英国協定適用牛肉」に改め、同条第三項中「及び四十六の項の中欄」を「、四十六の項、五十二の項及び五十三の項の中欄」に、「それぞれ」を「、同表の五十二の項及び五十三の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する」とあるのは「別表第一の五十二の項及び五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品（以下この項において「英国協定適用豚肉等」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の」と、「法の別表第一の六に掲げる物品」とあるのは「同表の三十八の項及び三十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品（以下この項において「欧州連合協定適用豚肉等」という。）と、「同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）」とあるのは「英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（英国協定適用豚肉等の貿易統計に計上された当該各年の数量と欧州連合を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（欧州連合協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）及び英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量との合計数量」と、同項ただし書中「同表に掲げる物品に」とあるのは「英国協定適用豚肉等に」と、「同表に掲げる物品の統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した同条第四項ただし書に規定する各年の数量」とあるのは「英国協定適用豚肉等の統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方